



笑って、歌って、
健やかな一年を



させば日和

19

平成25年9月

大野町・梅田町



9月は市内各地で敬老会の催しが行われました。その中で乙女橋公民館(写真上)と梅田町公民館(写真下)におじゃましてきました。

普段よりちょっとおしゃれして集まったご高齢の皆さんが席に着くと、乾杯の合図とともに、にぎやかな時間がスタート。

子ども会の小学生から歌やメッセージがプレゼントされ、食事が進んで宴もたけなわというとき、乙女橋公民館では衣装に身を包んでさっそうと現れた公民館長が見事な踊りを披露。また、梅田町公民館では老人部長が自ら伴奏を行い「紅葉」「月の砂漠」「故郷」など懐かしい童謡・唱歌の大合唱が行われました。

どちらも気の合う仲間とおしく食べ、楽しく語らい、歌や踊りが添えられた笑顔いっぱいのお祭りでした。

皆さん、また一年どうぞ元気に過ごしてください！

お便り

市民の方から寄せられた市政への質問などに回答します。

質問 佐世保市では、自治会活動中の事故などについての補償制度はありますか。

回答 本市では全国市長会の「市民総合賠償補償保険」に加入しています。この保険は、市が主催・共催する行事や活動などのときに事故に遭った際に、保険金が支払われるものです。

- 対象者
自治会の会員、老人クラブ・婦人会などの会員、要請を受けて行事・活動に参加した人
- 補償対象
損害賠償事故、傷害事故など

このほかに、本市には「地域活動等傷害見舞金」制度があります。自治会等が自主的に行う清掃活動、防犯活動などでけがをした人などに対して、市民総合賠償補償保険の対象とならない場合に、見舞金を支給しています。

見舞金の支払いには手続きが必要です。自治会活動中に万一事故などが起きた場合は、市民生活課にお尋ねください。

市民生活課 ☎24-1111

広報クイズ

問題の○に当てはまる文字等をお答えください。ヒントは紙面の中にあります。

問題1

〇〇自治協議会は、町内会が中心となって今まで個々に活動していた地域のさまざまな団体が連携する、地域を代表する市民団体です。

問題2

個人住民税の〇〇〇〇は、地方税法等により、原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主に義務付けられています。

問題3

〇〇〇番は「火災」「救急」「その他の災害」が発生した場合に利用する災害緊急通報の専用回線です。

「広報させば」満足度アンケート

次の①～④のうち、当てはまる番号をお答えください。

- ①大変良い ②良い ③不満 ④大変不満

応募方法 「はがき」または「Eメール」に、①クイズの答え

②「広報させば」満足度アンケートの該当番号③住所④氏名⑤年齢⑥電話番号⑦広報紙へのご意見を書いて、11月22日(金)までに(消印有効)広報係へお送りください。

※応募は1人1通。発表は発送(12月中旬)をもって代えさせていただきます。

11月号プレゼント

さいかい堂「世知原茶露ぷりん」を5人に



9月に東京ビッグサイトで開催された「第27回東京ビジネス・サミット」食部門で特別賞を受賞した、「世知原茶露ぷりん」を4個セットで5人にプレゼント。ほうじ茶のプリンに緑茶のスフレを乗せて焼いた、ふわふわでとろっとした食感が特徴です。1個347円(税込み)

商品の問い合わせ さいかい堂 ☎22-8391

10月号の答え ①文化 ②市民 ③インターネット

9月号の応募状況

253通(正解232通・不正解18通・無効3通)

あて先

●はがき 〒857-8585(住所不要)
佐世保市役所秘書課広報係宛て

●Eメール hishok@city.sasebo.lg.jp
(携帯電話からも可)